

第2回(仮称)三田東認定こども園運営方針等検討委員会

日時:令和4年10月28日(金)19:00～

会場:有馬富士共生センター 大会議

1 開会

2 協議・報告事項

- (1) 志手原幼稚園の改修期間中の保育場所について
- (2) 1号認定子どもの預かり保育時間の料金について
- (3) 認定こども園での給食について(提供方法及び費用)
- (4) 通園バスの安全確保について
- (5) その他

3 次回の日程等について

- ・第3回委員会 1月10日(火)～20日(金)で調整 追加検討内容・園名称、保護者会
- ・第4回委員会 3月6日(月)～17日(金)で調整 追加検討内容・その他

4 閉会

事務局:子ども・未来部 子育て応援室 幼児教育振興課
電話:559-5232
FAX:563-3611
e-mail:youjiky@city.sanda.lg.jp

協議事項(1) 志手原幼稚園の改修期間中の保育場所について

令和 4 年 9 月 27 日に志手原幼小 PTA の皆さんに対して、標記の件について、次の市の方針をご報告し、意見交換をさせていただきました。

- ①令和 6 年度に実施される志手原幼稚園舎の改築期間中(令和 6 年 4 月～翌年 3 月を予定)、園児は小野幼稚園において保育を行う。
- ②園児は、志手原幼稚園から小野幼稚園までバスにて送迎(預かり保育の利用は除く。)する。
- ③預かり保育は、現状の実施状況を踏まえて支障がないよう行う。
- ④令和 5 年度には幼稚園児の交流を行う。
- ⑤小野幼稚園は先立って施設等の修繕等を行う。
- ⑥小野幼稚園及び志手原幼稚園に必要な職員を配置し、子どもたちが安心できる職員体制とする。

改築期間中に小野幼稚園にて保育を行うことについては、ご了解をいただきましたので、今後予算での対応等を進めることとします。

実施の詳細については、今後、志手原幼稚園PTA様と整理してまいります。

協議事項(2)

1号認定子どもの預かり保育時間の料金について (費用負担の考え方)

再編計画において、認定こども園では、夏休みなどの長期休業中を含めて週5日の預かり保育(～16:30)を実施することとしています。

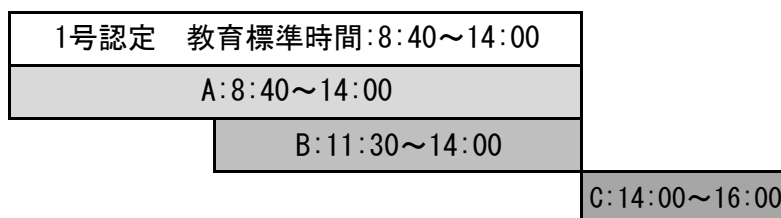
現在の市立幼稚園での預かり保育においても保育料を負担いただいておりますが、長期休業中にも預かり保育を実施すること等から、新たな時間帯について保育料を設定する必要があります。

市では、既定の延長保育料を参考として、保育料等を設定したいと考えており、具体的な料金の設定については改めて検討委員会でお示しをさせていただく予定です。

なお、幼保無償化により、満3歳児以上の「保育の必要性」の認定を受けた方については上限1日450円、1か月11,300円まで公費で負担することとなっており、その限度で保護者の負担が軽減されます。

○ 区分・保育料等について

	時間帯	保育料
A	8:40-14:00 長期休業中の預かり保育	検討中
B	11:30-14:00 午前中保育日の預かり保育	検討中
C	14:00-16:30 通常の預かり保育(全期間)	400円 160円/1h 現在の市立幼稚園と同じ



※再編計画に掲載している開設時間をもとに区分設定

※開設時間の区分等については現在検討中ですので、今後変更する可能性があります。

※2号認定のお子さんについての延長保育料は、三田保育所(下表)に準じて設定することを想定しています。

【参考】三田保育所における延長保育料

	時間帯	延長保育料	単価
イ	7:00-8:30	200円	約133円/1h
ロ	16:30-18:00	200円	約133円/1h
ハ	18:00-19:00	200円/30分	400円/1h

協議事項(3) 認定こども園での給食について(提供方法及び費用)

1 土曜日、長期休業中、午前保育日の給食について

認定こども園の給食については、通常保育日は、市立幼稚園と同様、市給食センターで調理した給食を提供することになりますが、**土曜日、長期休業期間、午前保育日**(以下「特定日」といいます。)における**2号認定及び預かり保育**を利用している園児については、市給食センターから給食を提供することができないことから、**民間給食事業者で調理した給食**を提供することとします。

2 費用負担等について

特定日における給食の費用負担については、**現在の通常保育での負担のほか、市内他園の状況、1号認定と預かり保育2号認定の各子どもの均衡等**を踏まえて検討しています。

協議事項(4) 通園バスの安全確保について

先月、静岡県で通園バスへの置き去りにより園児が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。何よりも園児の安全を最優先事項とし、園児や保護者の皆さんが安心して通園バスをご利用できるような仕組みや取り組みについて検討しています。

【システム導入による予防】

- ・バスの利用や登降園に係るシステムの導入

【保育者等による予防】・・・複数の保育者等による異なる段階での確認

- ・降車時の同乗者、運転者による点呼確認
- ・園児受け入れ時の園の職員による確認
- ・クラス担任による教室での確認

【バスへの安全装置の導入等】

- ・バスに安全装置を設置することで置き去りを防止
- ・車外からバス内部への視認性を確保(ラッピング等により車内が見えない状況を避ける)

【園児へのはたらきかけ】

- ・通園バスを利用する園児に対する万が一に備えた事前の練習の実施

【安全管理に関するマニュアル】

- ・通園バス運行の安全に関するマニュアル等の作成、適宜見直し、職員間の周知共有